

## 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について<2021年度 第3回>

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減・アルバイト収入の激減・中止等により学生生活にも経済的な影響が顕著となっており、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、文部科学省において「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が創設されました。

本制度を希望される学生は、以下の内容を確認していただき、通学するキャンパスの事務室（問い合わせ先を参照）にて申請をしてください。大学は要件を確認した上で当該学生を推薦し、『学生支援緊急給付金』は日本学生支援機構から支給（振込）されます。

### 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」

	事業内容
対象者	家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方 ※<2021年度第1・2回>で振込済みの方は対象外です。
支給金額	10万円
支給方法	申請者本人名義の口座に振込。本人名義の口座が無い人は、給付金の申込までに利用できる口座を開設しておいてください。 ※支給の決定については特に通知はしません。口座への振込をもって支給決定の通知に代えます。
支給対象者の要件 (基準)	<p>1. 以下の①～⑤を<b>全て</b>満たす者</p> <p>① 原則として自宅外で生活をしている（※1）（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）</p> <p>② 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※2）</p> <p>③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、 1) ～3) のいずれかの状況となっている 1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている</p> <p>⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす 1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者<sup>注1</sup> 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者<sup>注1</sup> 3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者<sup>注1</sup></p> <p>（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払</p>

	<p>って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借 契約書のコピー等）の提出が必要です（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む 入学料を含まない）を目安とします。</p> <p>（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。</p> <p>（※4）2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。</p> <p><b>2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者</b></p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書 <a href="#">PDF</a></li> <li>・学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 <a href="#">PDF</a></li> <li>・証明書類（※「申請の手引き」P6 参照） <a href="#">PDF</a></li> </ul>
第3回提出期限	<u>令和4年3月16日（水）17:00</u>
提出方法	各通学するキャンパス事務室窓口にて提出 ※本学ではスマートフォンによる申請受付は行いません
問合せ先	<p><u>文学部/心身科学部/総合政策学部</u> 日進キャンパス学生課 <a href="mailto:gakuseka@dpc.agu.ac.jp">gakuseka@dpc.agu.ac.jp</a></p> <p><u>商学部/経営学部/経済学部/法学部</u> 名城公園キャンパス事務室 <a href="mailto:mkc-gaku@dpc.agu.ac.jp">mkc-gaku@dpc.agu.ac.jp</a></p> <p><u>薬学部・薬学研究科</u> 楠元キャンパス薬学部事務室 <a href="mailto:yakugaku@dpc.agu.ac.jp">yakugaku@dpc.agu.ac.jp</a></p> <p><u>歯学部</u> 楠元キャンパス歯学部事務室 <a href="mailto:shigaku@dpc.agu.ac.jp">shigaku@dpc.agu.ac.jp</a></p> <p><u>文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策研究科</u> 日進キャンパス教務課 <a href="mailto:aigakugr@dpc.agu.ac.jp">aigakugr@dpc.agu.ac.jp</a></p> <p><u>歯学研究科</u> 末盛キャンパス歯学部事務室 <a href="mailto:dentpgr@dpc.agu.ac.jp">dentpgr@dpc.agu.ac.jp</a></p>
その他	<p>&lt;参考：文部科学省&gt; <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html</a></p>

注1…本学では「日本学生支援機構第一種奨学金（限度額まで利用していない場合）」、「日本学生支援機構第二種奨学金」を「民間等を含め申請が可能な支援制度」にあたるものとみなします。

支給者の選考については、各大学で推薦枠が定められているため、条件に合致する場合でも選考から漏れる場合がございます。ご了承ください。